

これまでの議論を踏まえた防災基本計画の在り方に関する論点整理
(議論用素案)

1. 防災基本計画の使い勝手の改善

【問題意識】

防災基本計画が、極めて大部となっており、また、各編間で記載内容の重複、相違があり、使いづらい。

防災基本計画は、主体を明示し、役割分担を明確にすることに主眼が置かれているが、実際は、各主体が並列に記載されていて、必ずしも役割分担が明確でない。

【論点】

(1) 全体構成の見直し

- ・ 第3編以降で、第2編「各災害に共通する対策編」と重複していない箇所のみを明示し、災害の種類ごとの特徴をより分かりやすくできないか。
- ・ 第3編以降で、第2編と重複する記載は、記載内容の整合を図るか、「第2編参照」とするなどの工夫が必要ではないか。

(2) 主体の一層の明確化

- ・ 「地方公共団体」としている部分について、都道府県、市町村別に記載を整理できないか。
- ・ 実施主体を単に列記するのみならず、主担当・従担当のように整理できる部分はないか（参考：標準化された米国の災害対応項目）。

(3) 閲覧・参照しやすさの向上

- ・ (2) で主体をより明確化した上で、各主体別（特に、地方公共団体、指定公共機関、住民など国以外）に主に関係する箇所を明確に示す（※）ことで、地域防災計画、防災業務計画の作成や、防災対策を講じる際に、防災基本計画を参照しやすい工夫ができないか。

※ 例えば、「地域防災計画・防災業務計画の基準となるべき事項」や「第1編 総則」の中に一つの章として立てて整理する、表や電子媒体の活用による閲覧性の向上を検討する等の案が考えられる。

2. 防災計画体系の検討

【問題意識】

防災に関する各種計画が複数存在し、体系が複雑化。特に、地震対策については、個別法に基づく地震ごとの基本計画、大規模地震防災・減災対策大綱、大規模地震・津波災害応急対策対処方針等、様々な計画等が存在。

それぞれについて、役割分担をしつつ作成しているが、将来的には、防災基本計画とこれら計画等との関係整理が必要ではないか。

【論点】

(1) 個別法に基づく地震ごとの計画との関係

- ・ 個別法に基づく地震ごとの計画では、地震の特徴、対策の必要性を示し、対策も地震の特徴に応じて濃淡をつけて作成。

(2) 大規模地震防災・減災対策大綱との関係

- ・ 防災基本計画に基づき作成する、施策の具体的な手法や検討課題を含むものとして整理。

(3) 大規模地震・津波災害応急対策対処方針

- ・ 防災基本計画のうち、災害応急対策に係る事項について、政府の役割を中心に詳細に記載したものが応急対策対処方針。時系列でも整理。

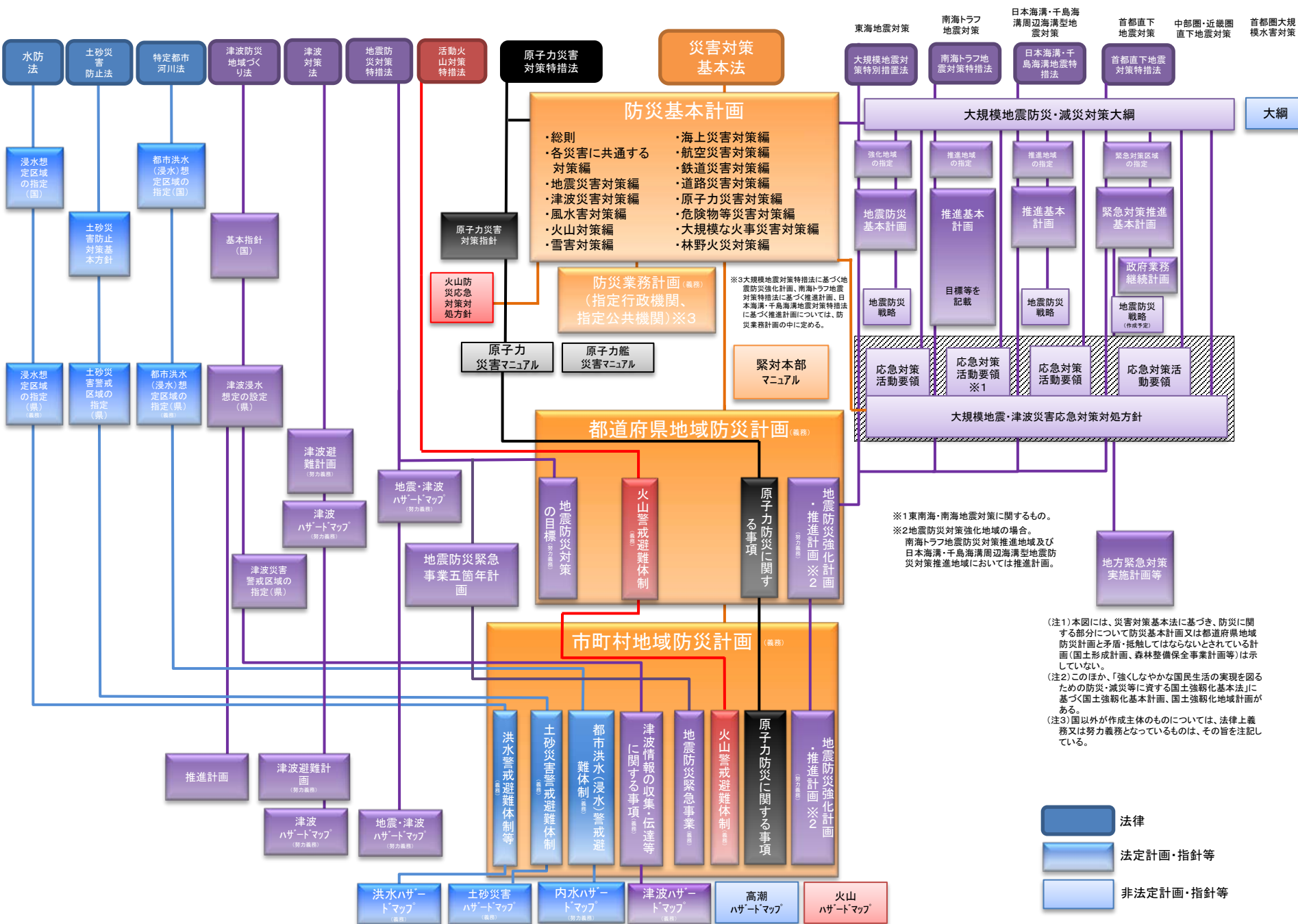
3. 防災基本計画で示すべき点等

今後、防災基本計画の修正を検討する際に踏まえるべき点として、御意見のあったもの等は以下のとおり。

- 防災基本計画では、防災の哲学や基本理念、重点的に実施すべきものなど、防災全般にわたる考え方をより示していくべきではないか
- 地域防災計画への指針として、例えば、住民意見の反映、自治体間の広域の連携などについて、基本的な考え方を示せないか。
- 国全体の災害リスク（発生確率、災害の規模）を踏まえ、優先すべき施策が何かを示すことが必要
- 防災対策をコストとしてだけでなく、リスク軽減のバリューとしても捉えるべき
- ①想定外の事態を想定すること、②発災後72時間は人命救助に最大限重点を置くことが必要であること、③大規模な災害になるほど、公助には限界があり、自助・共助との組み合わせが必要、④被災者自身による主体的な生活再建を阻害しないこと、といった思想を示すべき
- 災害対応に係る組織間の連携が必要
- 平時の能力向上、情報処理方法、資源管理方法、組織体制の4つを標準化することが必要
- 災害応急対策部分については、優先順位付けや、時系列に分けた対応を記載すべき
- 災害対応の教訓を全国で共有できるよう、様々な地域の災害対応のデータを共有すべき
- 災害対応時の記録を事後的に復元することは困難であり、記録の重要性を示すべき
- 復興部分については、防災のみならず生活や産業といった地域づくりの在り方を示すものであり、事前にどのような備えをすべきか、計画にどう位置づけるべきか、検討が必要
- 特に都心部では、夜間人口ベースの現行の防災計画と異なり、昼間人口を意識し、官民連携をより強く位置付けるべき
- 地元との企業の協力、民間の力を災害対応に活用することが重要
- 業務継続体制の構築・BCPの観点からは、地震のみならず各災害共通で意識すべき
- 防災関係の最新の知見・技術がより活用されるようにすべき

国・地方における防災計画の体系

資料4(参考1)



英国・米国における「強靱化(レジリエンス)」に向けた取り組み

< 英国 >

○2007年の大洪水被害等を受け、これまでの民間緊急事態法の見直しに着手

「重要インフラ・レジリエンス・プログラム」
(Critical Infrastructure Resilience Programme) (2009年～)

「戦略枠組み及び基本方針」(2010年)
・具体的な作業フレームワークの発表

短期目標：

○洪水に対する9重要インフラの特定と対策の実施



「分野別レジリエンス計画」(洪水向けが先行)
(Sector Resilience Plan for Critical Infrastructure) (2010年)

中長期目標：

「国家レジリエンス計画」
(National Resilience Plans)

- 重要インフラに対して洪水以外の自然災害に対する長期的なレジリエンス向上及び維持
- 既存の規定・規則類の見直し、必要な規定・規則類の整備、必要な政策の立案等

※重要インフラ：英国内での日常生活に必要不可欠、又は国家として社会的・経済的に継続するために必要な施設、システム、拠点、ネットワーク

- 通信、警察・消防、エネルギー、金融、食料、政府機能、医療、交通・物流、上下水道(ダム含む)

< 米国 >

○2005年のハリケーン・カトリナの被害等を受け、これまでの危機管理体制の見直しに着手

「国家準備(事前防災)目標」
(National Preparedness Goal) (2007年改訂)

○各種のリスクに対するシナリオの提示

「国家危機管理システム」
(National Incident Management System) (2008年改訂)

○危機管理への総合的・国家的な標準形を提示

「国家インフラ防護計画」
(National Infrastructure Protection Plan) (2009年改訂)

○重要な国家インフラを保護するためのリスクマネジメントの枠組みについて規定

実施予定項目

- ・テロリズム及びその他の脅威(自然災害、人為的事故等)に関する理解と情報共有の推進
- ・重要インフラの防護対策及び強靱性向上策について情報共有及び実施に必要なパートナーシップの確立
- ・リスクマネジメントプログラムの実施

「分野別計画」(The Sector-Specific Plans)

○国家インフラ防護計画のリスクマネジメントの枠組みを、重要インフラの各分野の特性やリスク環境に適用するための計画

※重要インフラ：米国にとってきわめて重要なシステムもしくは資産

- 農業・食糧、防衛施設、エネルギー、医療、国家モニュメント、金融、水道、化学産業、商業施設、重要製造業、ダム(治水)、警察・消防、原子力、情報技術、通信、交通・物流、政府機能